

福島県地球温暖化対策推進計画(素案)に関する市町村意見と対応について

No.	頁	行等	箇所 (記述内容)	意見等	理由	意見への対応
1	30	3行目～	「2 削減目標の考え方」及び「3 削減目標」	削減目標(2030年度50%削減等)について、各対策・施策による積み上げ等、具体的な数値根拠を示していただきたい。	今後、市町村における削減目標の設定(計画の策定)に当たっては、国・県の計画・目標等との連携・整合を図る必要があるため。 また、国の目標については、10月22日閣議決定の「地球温暖化対策計画」において、各対策・施策における削減見込量が示されているが、本県の特徴等も踏まえ、本計画に記載された各対策・施策による効果(削減見込)やその根拠及び考え方について、事業者や県民等に示す必要があると考えるため。	削減目標に関する各対策・施策等につきましては、現在作成中のロードマップの中でお示ししたいと考えております。
2	30	3行目～	「2 削減目標の考え方」及び「3 削減目標」	削減目標(2050年度カーボンニュートラル)を踏まえ、ゼロカーボンシナリオ実現の道筋を示す「脱炭素シナリオ」を作成し、市町村及び県民等に示していただきたい。	目標として「2050年度カーボンニュートラル」を示すだけでなく、どのように実現するかを示す必要があると考えるため。なお、環境省(令和3年3月作成)「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」において、「『脱炭素シナリオ』の必要性」が示されており、今後、ゼロカーボンを目指す市町村にとっても必須になると考えられるため。	脱炭素シナリオにつきましては、現在作成中のロードマップの中でお示ししたいと考えております。
3	36	29行目	市町村の区域を越える広域的な対策の推進(促進区域設定に係る環境配慮基準の設定等)	「県の役割(主な取組)」として「促進区域設定に係る環境配慮基準の設定」が記載されているが、市町村における「地域脱炭素化促進事業」への援助等と併せ、P.37以降の「視点別主要施策(『視点2 再生可能エネルギー等の最大限の活用』又は「視点6 脱炭素型の地域づくり」等の項目)」に具体的な取り組みとして記載いただきたい。 また、上記基準については、可能な限り早く設定し、市町村及び県民等に示していただきたい。	10月22日閣議決定の「地球温暖化対策計画」において、「特に都道府県に期待される事項」として、「市町村が地域脱炭素化促進事業を円滑に進められるよう、促進区域設定に係る環境配慮の基準でできるだけ定めるとともに、その他の援助を行うように努める」とされており、また、市町村は環境省令で定める基準や都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準を踏まえ、「促進区域」を設定することとなるため。	「促進区域設定に係る環境配慮基準の設定」につきましては、今年度中に示される予定の環境省令を踏まえ対応してまいりたいと考えております。
4	72	7行目	「市町村が適応策を計画に盛り込む際に支援をします」	「市町村における気候変動適応に関する施策の実施及び地域気候変動適応計画の策定の際に支援をします」に修正	10月22日閣議決定の「気候変動適応計画」において、「地方公共団体の基本的な役割」として、「特に、都道府県は、管下の市町村における気候変動適応に関する施策の実施及び地域気候変動適応計画の策定を促進するため、率先して気候変動適応に関する施策を推進するとともに、市町村に対する技術的な助言等を行うよう努める」とされているため。	御意見のとおり修正いたします。
5	87	3行目～	「1 計画の推進体制」	「計画の推進体制」において、「(仮称)福島県気候変動適応センター」の位置付け(予定や考え方)等を記載するべきではないか。	「本計画を『地域気候変動適応計画』に位置づけるとともに、(仮称)福島県気候変動適応センターを設置します」との記載があることから(P.57抜粋)、「計画の推進体制」において、既に記載がある「福島県地球温暖化防止活動推進センター(緩和策)」とともに、「(仮称)福島県気候変動適応センター」による推進体制を記載するべきと考えるため。	御意見を踏まえ、第6章「計画の推進体制及び進行管理」、「1 計画の推進体制 (1)県民や事業者等との連携による推進体制」に、下記を追記いたします。 また、本県の適応策をさらに推進するため、(仮称)福島県気候変動適応センターが中心となり、本県における気候変動の影響や適応策に関する情報収集、整理、分析、提供等を行い、安全・安心で持続可能なふくしまの構築に向けて取り組んでいきます。
6	89	-	「表6-1 計画の進行管理のための指標一覧」における「視点1 県民総ぐるみの省エネルギー対策」	「県内エネルギー総需要(数値)」等を指標にするのが望ましいのではないか。	「県民総ぐるみの省エネルギー対策」に対する指標としては、具体的な省エネの目標値(削減率)を設定するのが望ましいのではないかと考えられるため。 ※「視点2 再生可能エネルギーの最大限の活用」において、「再生可能エネルギーの導入量(県内エネルギー総需要に占める割合)」を指標としていることから、目標値(削減率)も設定されており、指標化は可能と考えられるため。	省エネに関する目標値設定につきましては、現在作成中のロードマップの中でお示ししたいと考えております。

福島県地球温暖化対策推進計画(素案)に関する市町村意見と対応について

No.	頁	行等	箇所 (記述内容)	意見等	理由	意見への対応
7	8	図2-1	2013年には400ppmを越えてしまいました。	今は2021年なのでデータが古い。	単なるネット上の資料のコピーペーストであるため。	全国地球温暖化防止活動推進センターのウェブサイトに掲載されている最新の図であるため御理解をお願いいたします、なお、本文中には、2019年度の世界の二酸化炭素平均濃度を記載しております。
8	9	図2-2	各種ガスの排出量2010年の割合	今は2021年なのでデータが古い。	単なるネット上の資料のコピーペーストであるため。	御意見を踏まえ、以下の図を掲載いたします。 工業化以前から2020年までの世界全体の放射強制力の増加量に対する主要な温室効果ガスの寄与 NOAA Global Monitoring Laboratory: <a href="https://gml.noaa.gov/aggi/aggi.html">https://gml.noaa.gov/aggi/aggi.html</a>
9	39	25	廃棄物の減量化・リサイクルの推進	食品ロス削減に言及した記載が必要。	廃棄物の減量化の要因の1つであるため。	御意見を踏まえ、下記の内容を記載いたします。 「食べ残しゼロ協力店」の認定等、事業者への働きかけや家庭における食べ残し削減に向けた普及啓発等、食品ロス削減に向けた取組を促進します。
10	77	27	「熱中症対策」のチラシ配布	注意喚起を行うのにチラシ配布では不十分ではないか。 デジタルを活用した対策が必要である。	紙媒体だけの啓発では十分な効果が見込めないため。	熱中症に関する適応策につきましては、「IV 健康」分野においても、テレビやラジオ等の広報やホームページを活用し、正しい知識の周知を図ります。
11	83	23~24	「クールシェア」の推進により、熱中症の予防と省エネを両立します。	このほかの熱中症対策として、エアコンの適切な利用の啓発も必要である。	電気代を気にしてエアコンを使用しない高齢者が熱中症になるケースが多いため。	エアコンの適切な利用につきましては、ホームページ等で周知を図っていることから、原案のとおりとさせていただきたいと考えております。 <a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045a/netuusyo.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045a/netuusyo.html</a> (新しい生活様式における熱中症予防対策) <a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025a/necchu-01.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025a/necchu-01.html</a> (熱中症警戒アラート)
12	86	14~16	イ適応策	水道・交通となっているが、交通に関する適応策がない。 水害時等の交通情報提供や交通遮断時の対応策を明記する必要がある。	大雨や水害発生頻度が高まっているため。	交通に関する適応策(水害時等の交通情報提供や交通遮断時の対応策)につきましては、「IV 自然災害・沿岸域 1 複合的な災害影響」において記載している、災害対策本部の機能により対応してまいります。

福島県地球温暖化対策推進計画(素案)に関する市町村意見と対応について

No.	頁	行等	箇所 (記述内容)	意見等	理由	意見への対応
13	30	12行目 以降	2030年度は基準年度(2013年度(平成25年度))比で50%、2040年度は75%削減することにより、2050年度において実質ゼロ(カーボンニュートラル)を目指します。	2030年度削減目標を国の目標より高く設定していること、国で設定していない2040年の削減目標を設定していることについて、説明を追加。	設定した理由、例えば「再エネ先進の地を目指すため」などの理由を付した方が、県民への訴求効果が高いと思われるため。	「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現のために必要となる削減目標として、本計画期間の終期である2030年度及び2040年度における削減目標を設定し、現在作成中のロードマップにおいて脱炭素シナリオをお示ししたいと考えております。
14	45	26行目 以降	再生可能エネルギー導入の推進 イ 導入を推進するための各種支援	大規模な再エネを導入しようとする事業者は、環境配慮の面で、地域住民からの理解を得るのに苦慮している。そういった面において、産総研福島再生可能エネルギー研究所が、データに基づくサポートを行う、といった施策を追加するべきではないか。	環境アセス上問題なくとも、地域住民の反対により、再エネ施設整備を断念する場合もある。市町村では、データ分析などの専門的知識を有していないため、県が積極的に介入すべき。	改正地球温暖化対策推進法における促進区域設定に関する枠組みを活用する等、今後の対応を検討してまいります。
15	47	1行目 以降	視点3 持続的な吸収源対策 (1) 森林吸収量確保	各市町村ごとの森林吸収量を教えてほしい。	市の環境基本計画などに反映させるため。	森林吸収量につきましては林野庁の提供データを利用しており、市町村ごとのデータは把握しておりませんので御了承下さい。